



電力・ガスなど物価高騰による支援として

生活の支援

支援金を支給します



事業者の支援

実施主体	国		松前町		松前町
給付金名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金		物価高騰等対策給付金	物価高騰等対策支援金	物価高騰等対策事業者支援金
概要	令和4年9月30日時点で松前町に住民登録があり、受給要件に該当する世帯の世帯主へ給付金が支給されます。※住民税（均等割）非課税世帯や令和4年1～12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。		令和4年9月30日時点で松前町に住民登録があり、受給要件に該当する世帯の世帯主へ給付金または支援金が支給されます。		物価高騰の影響を受けた町内事業者へ支援金が支給されます。
区分	①住民税非課税世帯	②家計急変世帯	①物価高騰等対策給付金該当世帯	②物価高騰等対策支援金該当世帯	町内の事業者
受給要件	世帯全員の令和4年度の住民税（均等割）が非課税の世帯	令和4年1～12月の間の収入が減少し、世帯全員が住民税（均等割）非課税相当の収入となった世帯	主な生計維持者の令和3年中の所得が736万円未満の世帯	①以外の世帯	町内で生業として事業活動を継続して行っている事業者 ※複数の事業を行っている場合は、いずれか1事業 ※確定申告を行っていない場合や休業中または業種によっては対象にならない場合があります。
手続き	<p align="center">—注意事項—</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「住民税非課税世帯」と②「家計急変世帯」両方を受給することはできません。 ①または②の世帯全員が、住民税が課税されている方に扶養されている世帯の場合は対象外です。 		<p align="center">—注意事項—</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」と町の給付金（①）または支援金（②）の両方を受給することはできません。 ①または②の世帯全員が、住民税が課税されている方に扶養されている世帯の場合は対象外です。 		
	<p>世帯全員が、令和4年1月1日以前から松前町に住所がある世帯の場合 →11月上旬に、役場から対象となる世帯主あてに「確認書」が届きます。 内容をご確認のうえ必要事項を記入し、提出してください。（郵送可）</p> <p>世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる世帯の場合 →「申請書」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。</p>	<p>「申請書」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードし、提出してください。</p> <p>※提出する場合は、役場または各支所に一度ご相談ください。</p>	<p>12月上旬に、役場から該当が見込まれる世帯主あてに申請書が届きますので提出してください。</p> <p>※該当が見込まれる世帯で申請書が届かない場合は、お問い合わせください。</p>	<p>12月上旬に、役場から該当が見込まれる世帯主あてに申請書が届きますので提出してください。</p> <p>※該当が見込まれる世帯で申請書が届かない場合は、お問い合わせください。</p>	<p>11月上旬に、役場から該当が見込まれる事業者あてに申請書が届きますので提出してください。</p> <p>※申請書は、前回の「経済対策事業者支援金」を受給（令和3年9月以降）された事業者へ郵送しますので、事業収入がある方で申請書が届いていない場合は、お問い合わせください。</p>
給付金の額	1世帯5万円	1世帯5万円	1世帯2万円	1世帯2万円	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業者5万円 法人等10万円 ※従業員5名以上の法人等は20万円
給付の時期	11月下旬から順次支給予定	11月下旬から順次支給予定	12月下旬から順次支給予定	12月下旬から順次支給予定	11月下旬から順次支給予定
申請期限	令和5年2月28日	令和5年2月28日	12月1日～令和5年2月28日	12月1日～令和5年2月28日	11月7日～12月9日
提出先	役場または各支所	役場または各支所	役場または各支所	役場または各支所	役場または各支所
問い合わせ先	保健福祉課 福祉係 ☎42-2650	保健福祉課 福祉係 ☎42-2650	保健福祉課 福祉係 ☎42-2650	保健福祉課 福祉係 ☎42-2650	商工観光課 商工観光係 ☎42-2640